

「Transactions on GIGAKU」編集に関する取扱い

平成 25 年 12 月 18 日

GIGAKU Press 編集長

（目的）

第 1 この取扱いは、「長岡技術科学大学 GIGAKU Press の設立について（平成 25 年 12 月 18 日附属図書館長決裁）」に定める電子ジャーナル「Transactions on GIGAKU」（以下「本誌」という。）の刊行について必要な事項を定める。

（対象論文及び使用言語）

第 2 本誌に掲載する論文は、国際技学カンファレンス in 長岡組織委員会が主催する International GIGAKU Conference in Nagaoka（以下「IGCN」という。）及び STI-Gigaku で発表されたものに限る。

2 本誌の言語は、原則として英語を使用するものとする。

（編集委員会）

第 3 本誌の編集等を行うため編集委員会を置く。

2 編集委員会は、次に掲げるものをもって組織する。

- 一 編集委員長 IGCN の運営委員長が指名する者
- 二 編集委員 IGCN の運営委員

（査読）

第 4 査読者は、編集委員長が対象論文の分野に関する専門知識を有する者に依頼する。

2 前項の査読者は、非公開とする。

（掲載の可否）

第 5 編集委員会は、査読、校閲結果に基づき、原稿の掲載の可否を決定する。

2 編集委員会は、掲載の決定に際し、原稿の内容について投稿者に修正を求めることがある。

3 投稿者は、査読結果に不服がある場合は、その理由を付して再査読を要求することができる。

（著作権と利用許諾）

第 6 本誌に掲載される論文等の著作権は、国立大学法人長岡技術科学大学に帰属する。

2 前項にかかわらず、執筆者は、本誌に掲載する著作物について、自動公衆送信（パソコン通信、インターネットなどの双方向性送信）及び他の媒体に保存する目的で複製することができるものとする。

（引用と利用）

第 7 執筆者は、他人の著作物を引用し利用するにあつては、投稿する原稿の研究領域における論文要領等の通則又は習慣に従うものとする。

2 執筆者は、原稿に掲載又は原稿からリンクされる写真・静止画・動画等の利用における肖像権や個人情報等の取り扱いについて、十分に留意し、必要となる許諾を投稿前に得なければならない。

3 引用と利用に関して費用負担又は紛争問題が生じた場合は、執筆者の責任において処理するものとする。

附 記

この取扱いは、平成 25 年 12 月 18 日から実施する。

附 記

この取扱いは、平成 29 年 9 月 6 日から実施する。